

照明器具内の安定器のPCB使用・不使用の判別方法

● 調査対象となる照明器具安定器

昭和 32 年から昭和 47 年 8 月までに製造された**業務用蛍光灯**、**水銀灯**（道路や工場で使用される光量が多い白色灯）、**低圧ナトリウム灯**（トンネル等に設置されているオレンジ灯）が調査対象。**電球や一般家庭用蛍光灯は対象外です。**

● PCB 使用安定器かどうか？

まず、**ラベル内容**（メーカー・種類・力率・製造年月など）を確認してください。それに基づき、**照明工業会 HP** (<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>) で確認するか、下記の「**安定器メーカー問合せ先リスト**」を参照に**問合せてください**。※昭和 47 年 9 月で PCB 使用安定器は製造を中止しましたが、製造中止後 1~2 年の間は判別のために、「NO PCB」「PCB は使用していません」という記載を表示していた例もあります。

● 安定器メーカー問合せ先リスト（日本照明工業会HPより作成） 2018 年 8 月現在

	会社名	問合せ先	電話番号
1	岩崎電気(株)	CSセンター	048-554-1124
2	(株)梅電社(スター)	大阪	06-6333-0004
		東京	03-3944-1651
3	NECライティング(株)【旧：新日本電気】	お客様相談室	0120-52-3205
4	オーデリック(株)【旧：オーヤマ照明／旧：大山電機工業】	カスタマーサービス	03-3332-1123
5	(株)共進電機製作所		06-6309-2151
6	コイズミ照明(株)	品質保証部	06-6975-7165
7	星和電機(株)	品質保証部	0774-55-9318
8	大光電機(株)	品質保証部CSセンター	072-962-8437
9	ダイソウ電設機器(株)ヘルメス機器工場【旧：ヘルメス電機】	四変テック(株) 電子機器事業部 営業部／品質管理部	0877-33-2323
	※(ヘルメス電機、ダイソウヘルメス事業部が製造した安定器とコントロールに関してのみ対応)		
10	東芝ライテック(株)【旧：東京芝浦電気、旧：和光電気】	東芝ライテック照明ご相談センター	0120-66-1048
11	(株)GSIアサ【旧：日本電池】	お客様相談室	0120-43-1211
12	(株)光電器製作所		06-6962-2681
13	日立アプライアンス(株)	照明サービスセンター	0120-335-762
	【旧：日立照明／日立製作所の銘板もあります】		
14	藤井電機工業(株)	技術部(PCB問合せ先)	050-3802-3026
		営業担当	072-227-8125
15	扶桑電機工業(株)	照明部	03-3474-1200
16	パナソニック(株)【旧：松下電器産業、旧：松下電工】	パナソニック(株)お客様相談センター	0120-878-709
	パナソニック(株)【旧：三洋電機】		
17	三菱電機照明(株)【旧：三菱電機】	品質保証部サービス課	0467-41-2773
18	山田照明(株)	カスタマーセンター	03-3253-4810
19	(株)リト		048-529-2731

※上記内容は連絡なしに変更になる場合があります、その場合はご容赦ください。

【お問い合わせ窓口】〇〇都道府県市 PCB 使用安定器調査事務局

0120-〇〇〇-〇〇〇

(受付時間 10:00~17:00)

受付期間：平成〇〇年〇月〇〇日~〇〇年〇月〇〇日

〇〇都道府県市内事業者 各位

〇〇都道府県市

P C B 使用安定器調査事務局

照明器具のP C B使用安定器に関する調査について（お願い）

日頃から、環境行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、ポリ塩化ビフェニル（P C B）を使用している照明器具の安定器（電灯のちらつきを安定させる装置）は、平成30年3月31日までに全て廃棄処分することと法律で定められています。そのため、P C B使用器具を設置または保管されている可能性のある、昭和52年3月以前に建築された建物の所有者様を対象に調査票をお送りしています。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解の上、必ずご回答をお願いいたします。

【回答方法】

調査票に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、
平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日（〇）までに投函してください。

- 使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく電気工事業者や専門の調査会社等（建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社）に相談するなど、安全な方法で実施してください。
- 建物の竣工図書、過去に調査した記録等で調査内容を確認できる場合は、それをもとに調査票にご記入ください。
- 処分期間を過ぎてP C B廃棄物をお持ちの場合には、改善命令・罰則の対象となる可能性がありますのでご注意ください。

※P C B使用器具を保管されている場合、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、毎年、保管状況について管轄の自治体へ届出をすることが義務づけられています。

【お問い合わせ窓口】

〇〇都道府県市 P C B 使用安定器調査事務局

T E L 0 1 2 0 - 〇〇〇 - 〇〇〇

（受付時間 平日 10:00～17:00）

受付期間：平成〇〇年〇月〇〇日～〇〇年〇月〇〇日

《本調査は 〇〇都道府県市 が実施しています》

第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇都道府県市内事業者 各位
(又は〇〇株式会社 〇〇様)〇〇都道府県市
(廃棄物担当部局長名等)

PCB 使用安定器の有無確認及び期限内処理について (お願い)

日頃から環境行政に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

〇〇都道府県市では、ポリ塩化ビフェニル (以下「PCB」という。) 廃棄物の処理促進に向け、PCB を含有している変圧器、コンデンサー、安定器等やこれらが廃棄物となったもの (以下「PCB 廃棄物等」という。) の把握のため、その保有に関する調査を進めてきました。

PCB 使用安定器の保有に関する調査については、平成〇〇年〇月及び平成〇〇年〇月に、御社に調査票 (「PCB 使用安定器の保有に関する調査について (お願い)」) を送付いたしましたが、御回答いただけておりませんことから、この度、改めて最終のお願いをさせていただくものです。

PCB 使用安定器の保管・所有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (PCB 廃棄物特別措置法) に基づき、毎年、管轄自治体に保管及び処分の状況に関する届出が義務づけられているとともに、期限内に、使用中のものを含めて廃棄し処分を行わなければなりません。

PCB使用安定器は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (以下「JESCO」という。) の全国 2ヶ所のPCB処理事業所において、処理が行われております。

〇〇都道府県市内のPCB使用安定器の処分期間は平成〇〇年3月31日) までとなっています。

JESCOの各事業所の操業には期限があり、PCB使用安定器は処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなることから、処分期間である平成32年度中に確実にJESCOへの処分委託 (処分に関する契約) を終えていただく必要があります。

つきましては、貴社におかれましては、今一度、該当する PCB 使用安定器がないか御確認いただき、万が一発見された場合には〇月〇日までに本都道府県市に御報告いただくとともに、できるだけ速やかに処分委託を完了していただくようお願いいたします。

なお、上記の処分期間を過ぎて PCB 使用安定器をお持ちの場合には、PCB 廃棄物特別措置法に基づく改善命令の対象となり、これに従わない場合には3年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金刑に処せられ、又はこれを併科されることとなります。

【本件に関するお問い合わせ先】
〇〇都道府県市 産業廃棄物主管課
担当：〇〇
(電話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇